

ふらっと☆ぷらざについて

ふらっと☆ぷらざ

1)現在の様子

現在、新規参入もしくは退会についてはこむ1会運営委員会が窓口になっています。こむ1会として、新規参入の際には何処が何の目的で何の為にを申請してもらい、必要に応じて運営委員会に説明に来てもらった上で参入の許可をしています。又、利用者の物販や利用方法等について利用者全体で話し合う場が必要になったらこむ1会運営委員会が要請を受ける窓口になり全ての利用者に連絡する事になっています。

従来ふらっと☆ぷらざには2種類の参入者がいます。

一つはA型もしくはB型の就労支援事業所(ふらっと☆ぷらざでの収益は事業所利用者つまり障害者の収入に結びつきます。)市内の事業所で障害者がどの様に働いているかの紹介もしています。

もう一つはこむ1会登録グループ(収益をグループの資金にする事はできません。物販募金共に社会的課題解決の支援に向けて使われます。)

今までの経緯

ふらっと☆ぷらざ整備時(約6年前)には毎月集まっていた事もありますが、整備後は一年に一度利用者が集まりお互いの情報を共有していました。又ふらっと☆ぷらざ利用者が独自に運営する事も目指していました。(又各ブースの利用者が収支報告をし合っていた時もあります。)

その後、維持活用小委員会がなくなってふらっと☆ぷらざ利用者の連絡管理等ができなくなった。(以前は積極的に維持活用小委員会がふらっと☆ぷらざに関わっていた)

事業所等では職員が出向かなくてはいけない。(事業所利用者つまり障害者の不利益になる)

各ブース自己責任で金銭もしくは物品の管理をする事を確認した。(ぷらざこむ1には職員がいない為お金や品物の管理をする事ができない)

就労支援事業所は各事業所で年間会計報告をしている。

登録グループはグループ毎必ず財団登録の際会計報告をしている。

2)運営委員会で考えて欲しい事

今こむ1会では収益に対して報告を受けるべきという意見が出ています。以下の事を考えてください。

①A型B型就労支援事業所にたいして年間収支報告を義務づける必要がある。もしくは無い。

②こむ1会登録グループに対して年間収支報告を義務づける必要がある。もしくは無い